

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No.13
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所
弁護士 鈴木 克昌
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】 令和2年10月2日
【提出日】 令和2年10月9日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社オウケイウェイヴ
証券コード	3808
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	名古屋証券取引所セントレックス

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート7 15、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 田村 哲也 水本 真矢
電話番号	03-5223-7752

(2)【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			359,195
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 890,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 5,801,862
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 7,051,057
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,051,057
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		6,691,862

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和2年8月31日現在)	V	10,414,795
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		41.22
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		43.05

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和2年8月4日	株式	1,600	0.01	市場内	処分	
令和2年8月5日	株式	2,800	0.02	市場内	処分	
令和2年8月6日	株式	1,400	0.01	市場内	処分	

令和2年8月7日	株式	3,200	0.02	市場内	処分	
令和2年8月11日	株式	2,200	0.01	市場内	処分	
令和2年8月12日	株式	1,700	0.01	市場内	処分	
令和2年8月13日	株式	4,000	0.02	市場内	処分	
令和2年8月14日	株式	3,600	0.02	市場内	処分	
令和2年8月17日	新株予約権付社債券 (第3回無担保転換 社債型新株予約権付 社債)	199,873	1.17	市場外	処分	新株予約 権の行使
令和2年8月17日	株式	199,873	1.17	市場外	取得	新株予約 権の行使 による取 得(380 円)
令和2年8月17日	新株予約権証券(第 19回新株予約権)	200,000	1.17	市場外	処分	新株予約 権の行使
令和2年8月17日	株式	200,000	1.17	市場外	取得	新株予約 権の行使 による取 得(379 円)
令和2年8月17日	株式	2,900	0.02	市場内	処分	
令和2年8月18日	株式	4,900	0.03	市場内	処分	
令和2年8月19日	株式	7,000	0.04	市場内	処分	
令和2年8月20日	株式	2,600	0.02	市場内	処分	
令和2年8月21日	株式	2,900	0.02	市場内	処分	
令和2年8月24日	株式	3,100	0.02	市場内	処分	
令和2年8月25日	株式	2,300	0.01	市場内	処分	
令和2年8月26日	株式	55,600	0.33	市場内	処分	
令和2年8月27日	株式	59,500	0.35	市場内	処分	
令和2年8月28日	新株予約権証券(第 19回新株予約権)	200,000	1.17	市場外	処分	新株予約 権の行使
令和2年8月28日	株式	200,000	1.17	市場外	取得	新株予約 権の行使 による取 得(380 円)
令和2年8月28日	株式	25,200	0.15	市場内	処分	
令和2年8月31日	株式	16,700	0.10	市場内	処分	

令和2年9月1日	新株予約権付社債券 (第3回無担保転換 社債型新株予約権付 社債)	266,490	1.56	市場外	処分	転換価額 の修正に よる減少
令和2年9月1日	株式	34,100	0.20	市場内	処分	
令和2年9月2日	株式	12,400	0.07	市場内	処分	
令和2年9月3日	株式	5,500	0.03	市場内	処分	
令和2年9月4日	株式	13,100	0.08	市場内	処分	
令和2年9月7日	株式	5,500	0.03	市場内	処分	
令和2年9月8日	株式	16,900	0.10	市場内	処分	
令和2年9月9日	株式	7,100	0.04	市場内	処分	
令和2年9月10日	株式	15,600	0.09	市場内	処分	
令和2年9月11日	株式	8,100	0.05	市場内	処分	
令和2年9月14日	株式	7,400	0.04	市場内	処分	
令和2年9月15日	株式	14,500	0.08	市場内	処分	
令和2年9月16日	株式	5,200	0.03	市場内	処分	
令和2年9月17日	株式	7,600	0.04	市場内	処分	
令和2年9月18日	株式	5,600	0.03	市場内	処分	
令和2年9月23日	株式	4,300	0.03	市場内	処分	
令和2年9月24日	株式	5,800	0.03	市場内	処分	
令和2年9月25日	株式	7,100	0.04	市場内	処分	
令和2年9月28日	株式	2,700	0.02	市場内	処分	
令和2年9月29日	株式	3,300	0.02	市場内	処分	
令和2年9月30日	株式	3,200	0.02	市場内	処分	
令和2年10月1日	新株予約権付社債券 (第3回無担保転換 社債型新株予約権付 社債)	527,457	3.08	市場外	処分	転換価額 の修正に よる減少
令和2年10月2日	株式	13,800	0.08	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はCVI Investments, Inc. (以下、「割当先」という。)との間の投資一任契約に基づき、割当先のために株券等への投資を行う権限を有する。

< 第19回新株予約権 >

新株予約権の譲渡(但し、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除く。)の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

< 第20回新株予約権 >

(1) 新株予約権の譲渡(但し、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除く。)の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(2) 一定の事由が発生した場合、発行者はブラック・ショールズ価格で第20回新株予約権を買い取る。

< 第3回新株予約権付社債 >

(1) 各転換価額修正日において、一定の条件が充足された場合、原則として、割当先は、社債のうち、社債の総額の35分の1に相当する額及び繰延分の合計額又は残存する社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分(以下「本対象部分」という。)を、当社普通株式に転換するものとする。

(2) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則として、発行者は、本対象部分を、各社債の金額100円につき111円で償還しなければならない。

(3) 各転換価額修正日において一定の条件が充足された場合、発行者は、割当先に対して事前に通知することにより、当該転換価額修正日において、本社債のうち本対象部分を、各社債の金額100円につき111円で償還することができる。

(4) 新株予約権付社債の譲渡(但し、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除く。)の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(5) 一定の事由が発生した場合、発行者は残存する新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき120円又は買取契約に従い算定される時価のうち高い方の金額で償還する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	2,646,598
上記(Y)の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,646,598

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地